|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第 １ 章　総則  第四号議案　別紙  （名称）  第 １ 条　この法人は、**一般社団法人埼玉県立浦和高等学校同窓会**（以下「当法人という。）と称する。  ２　当法人は、**通称を浦高同窓会又は麗和会**と称する。    （事務所）  第 ２ 条　当法人は、主たる事務所を埼玉県さいた  ま市に置く。  第 ２ 章　目的及び事業  （目的）  第 ３ 条　当法人は、会員相互の親睦を図り、併せて埼玉県立浦和高等学校（以下「母校」という）**との連絡を密にし、そ**の発展に寄与することを目的とする。  （事業）  第 ４ 条　当法人は、前条の目的を達成するため、  次の事業を行う。  （１）講演会、懇親会等の開催及び記念事業  （２）会報及び名簿の発行  （３）母校及び在校生への支援活動  （４）**前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事**  **業**  第　３　章　会員  （会員の構成と特典）  第 ５ 条　当法人は正会員及び特別会員をもって構  成する。  （１）正会員　　埼玉県立浦和中学校及び埼玉県  立浦和高等学校の出身者とす  る。  （２）特別会員　母校の現・旧教職員。    （経費等の負担）  第 ６ 条　**正会員は、**当法人の事業活動に経常的に  生じる費用に充てるため、**一般社団法人埼玉県立浦和高等学校同窓会規則（以下「規則」という）に定める入会金、終身会費等の必要な経費を支払うものとする。**    （会員総会）  第 ７ 条　毎事業年度毎に１回、会員総会を開催す  る。  **２　会員総会では、理事が社員総会及び理事会の**  **決議事項について報告する。**  **第 ４ 章　代議員**  **（代議員）**  **第 ８ 条　本会に代議員を置く**こととし、代議員は、**各**卒業回別同期の会、**各**地域職域同窓会**及び各**クラブ活動ＯＢ会**（以上の各同窓会を以下「推薦母体」と称する）**から推薦された正会員である代議員候補者の中から、**定時社員総会において選任する。**  **２　代議員候補者の推薦方法及び代議員の定数は**  **規則に定める。**  （代議員の職務）  第 ９ 条　代議員は、社員総会の構成員として、こ  の定款及び規則に定める職務を行う。  （代議員の任期）  第 １０ 条　代議員の任期は、選任後２年以内に終了する最終の事業年度に関する定時社員総会の  終結の時までとし、**再任を妨げない。**  **（代議員が欠けた場合又は規則に定める定数に満たない場合）**  **第 １１ 条　代議員が欠けた場合、当該代議員の推**  **薦母体は補充の代議員候補者を推薦すること**  **ができる。ただし、補充された代議員の任期は前任者の任期が満了すべき時までとする。**  **２　代議員を改選する定時社員総会において選**  **任された代議員数が規則に定める定数に満た**  **ない場合、代議員候補者を推薦していない推**  **薦母体は追加の代議員候補者を推薦すること**  **ができる。ただし、追加された代議員の任期**  **は直近の定時社員総会で選任された代議員の**  **任期が満了すべき時までとする。**  **第 ５ 章　　社員**  **（社員）**  **第 １２ 条　代議員及び第２５条に定める役員をも**  **って、「一般社団法人及び財団法人に関する法**  **律」（以下「一般法人法」という。）に定める社**  **員とする。**  ２　社員は、第６条に定める入会金、終身会費等  の必要な経費を**支払わなければならない。**  **※会員には第６条で「支払うものとする」規定**  **したが、社員にはより義務的表現とした。**  （任意退社）  第 １３ 条　社員は、いつでも退社することができ  る。  （除名）  第 １４ 条　社員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議により当該社員を除名することができる。  （１）この定款又は規則に違反したとき。  （２）当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する  行為をしたとき。  （３）その他除名すべき正当な事由があるとき。  （資格喪失）  第 １５ 条　前2条の場合のほか、社員は、次のい  ずれかに該当するときは、その資格を喪失する。  （１）総社員が同意したとき。  （２）当該社員が死亡したとき。  （社員名簿）  第 １６ 条　当法人は、社員の氏名及び住所を記載  した社員名簿を作成する。  **第 ６ 章　社員総会**  **（構成）**  **第 １７ 条　社員総会は、第１２条に定める社員に**  **よって構成する。**  **（権限）**  **第 １８ 条　社員総会は次の事項について決議す**  **る。**  **（１）社員の除名**  **（２）理事及び監事の選任又は解任**  **（３）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減**  **計算書）の承認**  **（４）定款の変更**  **（５）解散及び残余財産の処分**  **（６）第６条「経費等の負担」に関する規則の制**  **定及び改正**  **（７）第２７条「役員の選任」に関する事項のう**  **ち、卒業回別同期の会、地域職域同窓会及び**  **各クラブ活動ＯＢ会に配分する理事数等、詳細に関する規則の制定及び改正**  **（８）第３０条「役員の任期」に関する規則の制**  **定及び改正**  **（９）その他社員総会で決議するものとして法令**  **又はこの定款で定められた事項**  （開催）  第 １９ 条　社員総会は、定時社員総会として事業  年度終了後３か月以内に１回開催するほか、必  要がある場合に開催する。  （招集）  第 ２０ 条　社員総会は、法令に別段の定めがある  場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が  招集する。  ２　総社員の議決権の１０分の１以上の議決権を  有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。  （議長）  第 ２１ 条　社員総会の議長は、代表理事がこれに  当たる。  （議決権）  第 ２２ 条　社員総会における議決権は、社員１名  につき１個とする。  **（決議）**  **第 ２３ 条　社員総会の決議は、総社員の議決権の**  **過半数を有する社員が出席し、出席した当該社**  **員の議決権の過半数をもって行う。**  **２　前項の規定に関わらず、次の決議は、総社員**  **の半数以上であって、総社員の議決権の３分の**  **２以上に当たる多数をもって行う。**  （１）社員の除名  （２）監事の解任  （３）定款の変更  （４）解散  （５）その他法令で定められた事項  （議事録）  第 ２４ 条　社員総会の議事については、法令で定  めるところにより、議事録を作成する。  第 ７ 章　役員  （役員の設置）  第 ２５ 条　当法人に、正会員の中から次の役員を  置く。  理事　　３名以上**３６名以内**  監事　　２名以上**３名以内**  **２　理事のうち１名を会長、５名以内を副会長、**  **１０名以内を常務理事とする。**  **３　前項の会長のほか、副会長のうち２名をもっ**  **て、一般法人法上の代表理事とし、常務理事を**  **もって一般法人法上の業務執行理事とする。**  （名誉会員、顧問）  第 ２６ 条　当法人に名誉会員、顧問を置くことが  できる。  ２　名誉会員は、本会及び母校に対して特に功績  　のある者とする。  ３　顧問は、会長の相談に応じる者とし、母校の  現校長は顧問とする。  （役員の選任）  **第 ２７ 条　理事及び監事は、社員総会の決議によ**  **って選任する。**  **２　会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議**  **によって理事の中から選定する。**  **３　前項の副会長のうち、代表理事となる２名は、**  **理事会の決議によって選定する。**  **４　名誉会員及び顧問は、社員総会の決議によっ**  **て会員の中から定める。**    （理事の職務及び権限）  第 ２８ 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこ  の定款で定めるところにより、職務を執行する。  ２　会長は、法令及びこの定款の定めるところに  より、当法人を代表し、その業務を執行する。  ３　副会長は会長を補佐する。  **４　常務理事は、理事会において別に定めるとこ**  **ろにより、当法人の業務を分担執行する。**  ５　会長及び常務理事は、毎事業年度毎に４箇月  を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の  状況を理事会に報告しなければならない。  （監事の職務及び権限）  第 ２９ 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、  法令で定めるところにより、監査報告を作成す  る。  ２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して  事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状  況の調査をすることができる。  （役員の任期）  第 ３０ 条　理事の任期は、選任後２年以内に終了  する事業年度のうち最終のものに関する定時社  員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。  ２　監事の任期は、就任後２年以内に終了する事  業年度のうち最終のものに関する定時社員総会  の終結の時までとし、再任を妨げない。  ３　**補欠として選任された理事又は監事の任期**  **は、前任者の任期の満了する時までとする。**  ４　理事又は監事は、第２５条に定める定数に足  りなくなるときは、任期の満了又は辞任により  退任した後も、新たに選任された者が就任する  まで、なお理事又は監事としての権利義務を有  する。  （役員の解任）  第 ３１ 条　理事及び監事は、社員総会の決議によ  って解任することができる。  （役員の報酬等）  第 ３２ 条　理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事が事務局長又は事務局員を兼ねる場合は、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の規準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。  第 ８ 章　正副会長会  （正副会長会）  第 ３３ 条　会長及び副会長をもって正副会長会を  組織し、次の事項を審議する。  （１）当法人の事業活動の発案等、当会の運営に  必要な業務  （２）理事会に提案する事項  （３）その他、正副会長会が必要と認める事項  第 ９ 章　理事会  （構成）  第 ３４ 条　当法人に理事会を置く。  ２　理事会は、全ての理事をもって構成する。  **（権限）**  **第 ３５ 条　理事会は、次の職務を行う。**  **（１）　当法人の業務執行の決定**  **（２）　理事の職務の執行の監督**  **（３）　会長、副会長、及び業務執行理事の選定及**  **び解職**  （招集）  第 ３６ 条　理事会は、会長が招集する。  ２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるとき  は、予め会長が指名した副会長が理事会を招集  する。  **（決議）**  **第 ３７条　理事会の決議は、決議について特別の利**  **害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席**  **し、その過半数をもって行う。**  ２　前項の規定にかかわらず、一般法人法第９６  条の要件を満たしたときは、理事会の決議があ  ったものとみなす。  **（議事録）**  **第 ３８ 条　理事会の議事については、法令で定め**  **るところにより、議事録を作成する。**  ２　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録  に記名押印する。  第 １０ 章　委員会  （委員会）  第 ３９ 条　当法人の業務執行を円滑に進め、特定  事項を審議検討するため、理事会の下に委員会  を置くことができる。  ２　委員会は理事、正会員、校内幹事をもって組  織する。ただし、４分の１を超えない範囲で正  会員以外の有識者を委員とすることができる。  **３　委員会はその活動状況について、定期的に理**  **事会に報告するものとする。**  第 １１ 章　会計  （事業年度）  第 ４０ 条　当法人の事業年度は、毎年４月１日に  始まり翌年３月３１日に終わる。  **（事業計画及び収支予算）**  **第 ４１ 条**　**当法人の事業計画書、収支予算書につ**  **いては、毎事業年度の開始の日の前日までに、**  **会長が作成し、理事会の承認を受けなければな**  **らない。これを変更する場合も、同様とする。**  **２　前項の書類については、社員総会に報告する**  **とともに**、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の供覧に供するものとする。  （**事業報告及び決算）**  **第 ４２ 条　当法人の事業報告及び決算について**  **は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成**  **し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受**  **けなければならない。**  （１）事業報告  （２）事業報告の附属明細書  （３）貸借対照表  （４）損益計算書（正味財産増減計画書）  （５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減  計画書）の附属明細書  （６）財産目録  **２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第**  **３号、第４号及び第６号の書類については、定**  **時社員総会に提出し、第１号の書類については**  **その内容を報告し、その他の書類については社**  **員総会の承認を受けなければならない。**  ３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務  所に５年間備え置き、一般の供覧に供するとと  もに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え  置き、一般の供覧に供するものとする。  （１）監査報告  （２）理事及び監事の名簿  （３）理事及び監事の報酬等の規準を記載した書  　　類  （４）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこ  れらに関する数値のうち重要なものを記載し  た書類  第 １２ 章　事務局等  （事務局）  第 ４３ 条　当法人に事務局を置く。  ２　事務局には正会員の事務局長及び所要の事務局員を置く。  ３　事務局長は、会長が理事会の承認を得て任命し、社員総会で報告する。  （校内幹事）  第 ４４ 条　母校の現職教職員である正会員は、校  内幹事として、母校との調整を図りつつ、当会  の事業が円滑に遂行されるようこれを支援す  る。  第 １３ 章　公告の方法  （公告の方法）  第 ４５ 条　当法人の公告は、主たる事務所の公衆  の見やすい場所に掲示する方法により行う。  第 １４ 章　補則  （最初の事業年度）  第 ４６ 条　当法人の最初の事業年度は、当法人成  立の日から令和３年３月３１日までとする。  （規則）  第 ４７ 条　本会の運営に必要な事項は、この定款  に定めるもののほか、規則に定める。  **２　規則は、第１８条第６号から第８号に定める**  **事項を除き、理事会において定め、直近の社員**  **総会に報告する。**  **附則**  １　当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。  ○○県○○○○市○○町〇○丁目○番○号  　　○　○　○　○  ○○県○○○○市○○町〇○丁目○番○号  　　△　△　△　△  ○○県○○○○市○○町〇○丁目○番○号  　　×　×　×　×  ○○県○○○○市○○町〇○丁目○番○号  　　□　□　□　□  ○○県○○○○市○○町〇○丁目○番○号  　　●　●　●　●  ○○県○○○○市○○町〇○丁目○番○号  　　▲　▲　▲　▲  令和２年○○月○○日  　以上、一般社団法人埼玉県立浦和高等学校同窓会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。  設立時社員　　○　○　○　○　　　㊞  設立時社員　　△　△　△　△　　　㊞  設立時社員　　×　×　×　×　　　㊞  設立時社員　　□　□　□　□　　　㊞  設立時社員　　●　●　●　●　　　㊞  設立時社員　　▲　▲　▲　▲　　　㊞ | 第１条〔 名称、事務局 〕  本会は、埼玉県立浦和高等学校同窓会と称し、事務局を埼玉県立浦和高等学校（以下「母校」という。）に置く。  第２条〔 目的 〕  本会は、会員相互の親睦を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。  第３条〔 事業 〕  本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  (1) 講演会、懇親会等の開催および記念事業  (2) 会報および名簿の発行  (3) 母校および在校生への支援活動  (4) その他、本会の目的達成に必要な事業  第４条〔 会員 〕  １　本会は、正会員および特別会員をもって組織する。  ２　正会員は、埼玉県立浦和中学校および埼玉県立浦和高等学校の出身者とする。  ３　特別会員は、母校の現旧職員とする。  第13条〔 入会金 〕  本会に正会員として新たに入会する者は金  ２０,０００円を納付する。  第５条〔 機関および議決 〕  １　本会の機関として、総会、理事会、常任理事会、正副会長会を置く。  ２　総会は、すべての会員をもって組織し、次の事項を審議する。その議決は、出席者の過半数による。  (1) 事業活動、予算および決算の承認  (2) 役員の選任および解任  (3) 会則の変更  (4) 会費および会員から徴収する金銭に関する事  　項  (5) その他、理事会が必要と認める事項  ３　総会は、毎年１回以上開催する。  第８条〔 役員の任期および選任 〕  ３　役員の選任は次のとおりとする。  (3) 理事は、各回卒業生から各１名のほか、各地域職域同窓会および各クラブ活動ＯＢ会からも１名を推薦することができる。ただし、いずれも各母体の会員の２０名以上の推薦を必要とし、総会において選任する。  第６条〔 役員 〕  本会に次の役員を置く。  会　　長　１名　　　　　副 会 長　５名以内  常任理事　２５名以内  理　　事　１２０名以内　監　　事　２名  第８条〔 役員の任期および選任 〕  １　会長、副会長、常任理事、理事および監事の任期は２年とする。  ２　役員は再任されることができる。ただし、会長および副会長の任期は原則として２期４年、常任理事の任期は原則として４期８年を限度とする。  第５条〔 機関および議決 〕  ４　理事会は、会長、副会長、常任理事および理事をもって組織し、次の事項を審議する。その議決は、出席者の過半数による。  (1) 総会に提案する事項  (2) その他、常任理事会が理事会で議決を求める事  　項  第５条〔 機関および議決 〕  ４　理事会は、会長、副会長、常任理事および理事をもって組織し、次の事項を審議する。その議決は、出席者の過半数による。  (1) 総会に提案する事項  (2) その他、常任理事会が理事会で議決を求める事項  第６条〔 役員 〕  本会に次の役員を置く  理　　事　１２０名以内　監　　事　２名  会　　長　１名　　　　　副 会 長　５名以内  常任理事　２５名以内  第11条〔 顧問および名誉会員 〕  １　本会に顧問および名誉会員を置くことができる。  ２　顧問は、会長の相談に応じる者とし、総会の承認を経て会長が委嘱する。母校校長は顧問とする。  ３　名誉会員は、本会および母校に対して特に功績がある者とし、総会の承認を経て会長が委嘱する。  第８条〔 役員の任期および選任 〕  ３　役員の選任は、次のとおりとする。  (1) 会長および副会長は、常任理事会が正会員の中からこれを推薦し、理事会の承認を得て、総会において選任する。  (2) 常任理事は、常任理事会が各回卒業生推薦理事から半数程度、各地域職域同窓会推薦理事から４分の１程度を推薦し、その他は会長がこれを推薦し、理事会の承認を得て、総会において選任する。ただし、７５歳未満の正会員を推薦する。  (4) 監事は、常任理事会がこれを推薦し、理事会の承認を得て、総会において選任する。  第７条〔 役員の職務 〕  役員の職務は、次のとおりとする。  (1) 会長は、本会を代表して会務を総理し、各会議において議長を務める。  (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。  (3) 常任理事は、常任理事会において本会の事業活動を立案する。また、委員会等に属し、事業活動を円滑に執行する。  (4) 理事は、理事会において常任理事会の提案事項を審議する。  (5) 監事は、事業活動および会計を監査する。また、各会議に出席することができる。  第８条〔 役員の任期および選任 〕  １　会長、副会長、常任理事、理事および監事の任期は２年とする。  ２　役員は再任されることができる。ただし、会長および副会長の任期は原則として２期４年、常任理事の任期は原則として４期８年を限度とする。  第５条〔 機関および議決 〕  ６　正副会長会は、会長および副会長をもって組織し、次の事項を審議する。  　(1) 本会の事業活動の発案  　(2) 常任理事会に提案する事項  　(3) その他、正副会長会が必要と認める事項  第５条〔 機関および議決 〕  ５　**常任理事会は、会長、副会長および常任理事をもって組織**し、次の事項を審議するとともに本会の事業活動を監督する。その議決は、出席者の過半数による。  **(1) 理事会に提案する事項**  　(2) その他、常任理事会が必要と認める事項  第12条〔 委員会 〕  １　本会の事業を円滑に進めるため、委員会を置くことができる。  ２　委員会は、副会長または常任理事、および正会員をもって組織する。ただし、４分の１を超えない範囲で正会員以外の有識者を委員とすることができる。  ３　委員会の名称および活動内容、ならびに委員の選任および任期については、常任理事会においてこれを定める。  第14条〔 会計 〕  本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる  第５条〔 機関および議決 〕  ２　総会は、すべての会員をもって組織し、次の事項を審議する。その議決は、出席者の過半数による。  (1) 事業活動、予算および決算の承認  (2) 役員の選任および解任  (3) 会則の変更  (4) 会費および会員から徴収する金銭に関する事項  (5) その他、理事会が必要と認める事項  ３　総会は、毎年１回以上開催する。  第９条〔 事務局長 〕  １　本会事務局に事務局長を置く。  ２　事務局長は、常任理事会が正会員の中からこれを推薦し、会長が任命し、理事会および総会にて報告する。  ３　事務局長は、本会の庶務および会計を掌る。  第10条〔 校内幹事 〕  母校の現職教員である正会員は、校内幹事として、母校との調整をはかりつつ、本会の事業が円滑に遂行されるようこれを支援する。  附　則　　平成　８年　５月１２日　改正  平成２７年　５月２４日　改正 | 第 １ 章　総則  （目的）  第 １ 条　この規則は、一般社団法人及び一般財  団法人に関する法律（以下「一般法人法」と  いう。）に基づいて設立した**一般社団法人埼玉県立浦和高等学校同窓会**（以下「当法人」という。）定款（以下「定款」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。  第 ２ 章　会員  **（入会手続き）**  **第 ２ 条　正会員となるための入会手続は下記に**  **よる。**  **（１）高７３回生（令和３年３月卒業予定）以**  **降の卒業生**  **卒業時に第３条第１項第４号に定める終**  **身会費を納入して入会する。**  **（２）高４３回生（平成３年３月卒業）から**  **７２回生（令和２年３月卒業）までの卒業**  **生**  **卒業時に終身会費を納入し入会済みであ**  **る。**  **（３）高４２回生（平成２年３月卒業）以前の**  **卒業生**  **第３条に定める終身会費納入の有無に関**  **わらず、入会済みとみなす。**  **※以下の条文は定款第18条第1項第6号による**  **社員総会決議事項**  **（終身会費）**  **第 ３ 条　　終身会費は、卒業回により下記の通**  **りとする。**  **（１）浦和中学の卒業生**  **５，０００円**  **（２）浦和高校１回から３５回までの卒業生**  **１０，０００円**  **（３）浦和高校３６回から４２回までの卒業生**  **５，０００円**  **（４）浦和高校４３回以降の卒業生**  **２０，０００円**  **（退会）**  **第 ４ 条　退会しようとする正会員は、会長に別**  **紙の退会届又は退会の意図を記した書面を提出**  **するものとする。**  **２　退会者の名簿データには「退会」と表示し、**  **会報「麗和」をはじめとする同窓会からのお知**  **らせを送付しないものとする。**  **同期会を開催する目的で同期生等から住所録**  **データの請求があった際には、氏名及び退会の**  **事実のみ提供し、名簿を発行する際には、退会**  **者として氏名のみを掲載する。**  **（会員の権利及び特典）**  **第 ５ 条　正会員は、第７条の規定に基づき代議**  **員候補者を推薦することができる。**  **２　会員には同窓会報が送付される他、同窓会**  **名簿・同窓会グッズ等の頒布品の購入、同期**  **会・クラス会等での同窓会館（麗和会館）会**  **議室の使用などが認められている。**  **（社員総会議案に対する正会員の反対意見表明）**  **第 ６ 条　正会員に同窓会報を送付する際、当該**  **年度の社員総会議案を同封するものとする。反**  **対の意見がある正会員は、同封された返信用はがき又はメール、封書等に、反対する議案を具体的に明記し、指定期日必着で意見表明することができる。**  **２　社員総会は、正会員から寄せられた意見を参**  **考に議案を審議し決議するものとする。**    **第 ３ 章　代議員**  **（代議員候補者の推薦）**  **第 ７ 条　代議員候補者を推薦しようとする推薦**  **母体は、代議員を改選する定時社員総会を行う年の１月末日までに、それぞれの推薦母体において選出した１名を代議員候補者として推薦することができる。**  **２　前項の推薦は、別紙の代議員候補者推薦届**  **に２０名以上の推薦人名を記名し、会長に提**  **出するものとする。**  **３　代議員が欠けた場合又は代議員を改選する**  **定時社員総会において選任された代議員数が**  **第８条に定める定数に満たない場合、推薦母**  **体は翌年の1月末日までに代議員候補者1名**  **を推薦することができる。**  （代議員の定数）  第 ８ 条　**代議員の定数は１２０名以内とする。**  **第 ４ 章　社員総会**  **（社員の議決権の代理行使）**  **第 ９ 条　社員は別紙委任状を提出することによ**  **り、代理人（社員に限る）に議決権を委任して行使することができる。**  **２　委任された代理人は、社員総会当日に委任**  **状を持参・提出することにより、代理権を行**  **使することができる。**  **（書面による議決権の行使）**  **第 １０ 条　書面による議決権の行使は、議決権**  **行使書類に必要な事項を記載し、社員総会日**  **時の直前の業務時間終了時までに事務局に提**  **出して行う。**  **（電磁的方法による議決権の行使）**  **第 １１ 条　電磁的方法（電子メール）による議**  **決権行使を希望する社員は、あらかじめ送受信可能なことを事務局で確認できたメールアドレスを事務局に登録し、社員総会日時の直前の業務時間終了時までに、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により事務局**  **に提供して行う。**  **（理事及び監事の選任の決議）**  **第 １２ 条　議長が一括審議・議決することの可**  **否を図り、出席した社員全員の同意が得られ**  **た場合、一括して議決することができる。**  **（招集）**  **第 １３ 条　社員総会の招集は、代表理事が次に**  **掲げる事項を定め、当該社員総会の２週間**  **前までに、これを記載し又は記録した通知**  **を社員に通知することにより行う。**  **（1）社員総会の日時及び場所**  **（2）社員総会の目的である事項**  **（議事録）**  **第 １４ 条　社員総会の議事録には、議長及び当**  **該社員総会で選出された者２名が記名押印す**  **る。**  第　５　章　役員  **第 １５ 条 理事候補者の配分は次のとおりとする。**  **（１）正会員から１２名以内（下記は内訳）**  **会長及び副会長候補　　　６名以内**  **会長推薦理事候補　　　　６名以内**  **（２）代議員から２４名以内（下記は内訳）**  **卒業回別同期会の候補　１２名以内**  **地域職域同窓会の候補　　６名以内**  **クラブ活動ＯＢ会の候補　６名以内**  　２　理事**候補者**は、選任される**定時**社員総会の  前年度末時点で７５歳未満のものとする。  **３　理事候補者及び監事候補者は、理事会が選出し、社員総会に提案する。**  （役員の任期）  第 １６ 条　会長、副会長、**理事及び**監事の任期  は２年とする。  　２　役員は再任することができる。ただし、会  長**及び**副会長の任期は原則として２期４年、  **理事**の任期は原則として４期８年を限度とす  る。  第 ６ 章　委員会  （委員会）  第 １７ 条　委員会は理事会の決議により置く。  　２　同窓会会則第１２条に基づいて既に置かれている下記の委員会は、定款第３９条により置かれたものとみなす。  （１）浦高百年の森（運営）委員会  　　　　百十周年記念事業「浦高百年の森」の運  営に関すること  　（２）麗和セミナー委員会  　　　　麗和セミナーの運営に関すること  　（３）知的財産委員会  浦高に関する文化財の収集・保存・整理・展示等に関すること  　（４）会報「麗和」編集委員会  　　　　会報「麗和」の発行に関すること  　（５）ホームページ委員会  　　　　ホームページの管理・運営に関すること  （委員の選任及び任期）  第 １８ 条　委員の選任は理事会で行う。  　２　**委員の任期については４年とし、再任を妨**  **げない。**  （理事会への報告）  第 １９ 条　各委員会は、活動状況を年に２回以  　　上理事会に報告する。  第 ７ 章　附則  （施行及び改正）  第 ２０ 条　この規則は理事会において決議され  た日からその効力を発揮し、直近の総会に報  告するものとする。  ２　改正についても前項と同様とする。 |